

相模原市総合計画進行管理実施方針

令和6年5月決定

1 目的

この実施方針は、「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～」(以下、「総合計画」という。)の円滑な推進に資することを目的とする。

2 進行管理の対象

総合計画に掲げた全47施策、分野横断的に取り組む重点テーマ及び地方創生推進交付金事業とする。

3 進行管理の方法

前年度の実績を踏まえ、年度当初に市による1次評価を行った後、総合計画審議会による2次評価を行う。

なお、令和6年度には、令和2年度から5年度までの計画期間について中間評価を実施し、令和10年度には、計画期間全体の総合評価を実施する。

(1) 47施策、重点テーマの評価

ア 1次評価

(ア) 各施策所管課において、成果指標の達成度を捕捉し、評価を記載する。評価に対する今後の対応がある場合は、今後の対応について、合わせて記載する。

イ 2次評価

(ア) 1次評価実施後、分野横断的に取り組む重点テーマのほか、1次評価の結果及び施策を取り巻く環境などを勘案し、2次評価の対象となる施策を総合計画審議会が選定する。

(イ) 総合計画審議会において、施策評価及び今後の対応の妥当性等について検証し、市へ意見を行う。

(ウ) 総合計画審議会からの意見を受け、評価や今後の対応の修正を行う。

(エ) 修正した今後の対応について、審議会へ報告する。

(2) 地方創生推進交付金事業の効果検証

ア 地方創生交付金事業の所管課において、KPIの達成度を捕捉し、自己評価を行う

イ KPI達成状況及び自己評価結果を総合計画審議会に提出する。

ウ 総合計画審議会において、自己評価の妥当性等について検証、評価する。

エ 総合計画審議会からの意見等を受け、地方創生の推進に向けた事業改善等に努める。

4 結果の公表

評価結果等については、市ホームページへの掲載等により市民に公表する。

以 上